

平成 21 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債権者集会の結果に関するお知らせ

当社が発行いたしております株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）及び株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といい、本件第 2 回社債と併せて「本件国内社債」といいます。）に関し、本日平成 21 年 10 月 28 日に、それぞれ社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）が開催され、各本社債権者集会の決議をもって、本件第 2 回社債及び本件第 1 回社債ともに、その社債要項を変更すること等が承認されましたので、お知らせいたします。

これを受けて、当社は、本件第 2 回社債及び本件第 1 回社債の各社債権者集会の上記各決議について、近日中に、東京地方裁判所に対し、決議の認可の申立てをする予定です。上記各決議の効力は、それぞれ裁判所の認可を受けた時に、その効力を生じることになります。

1. 本社債権者集会の開催に至る経緯

(1) 事業再生ADR 手続及びその進捗状況

平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR 手続」といいます。）の利用申請を行い、同手続の下で当社の事業の再生を図ることを目指すことといたしました。

事業再生ADR 手続の進捗につきましては、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」、同年 8 月 27 日付「事業再生ADR 手続の進捗状況及び事業再生ADR 手続のスケジュール変更に関するお知らせ」、及び同年 9 月 28 日付「事業再生ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」をご参照ください。

現在、当社は、平成 21 年 10 月 29 日に開催予定の決議会議の続会においてADR 対象債権者全員の同意をもって事業再生計画案を成立させていただくことを目指しているところです。

(2) 公募社債の期限の利益の喪失及びその取扱いに関する社債権者との協議

平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 30 日付「(訂正)『社債の期限の利益喪失に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年 7 月 13 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ（経過報告）」にてお知らせしました通り、当社は、同年 6 月 26 日を償還期限とする本件第 2 回社債を償還することができず、それに伴い、同日の経過をもって本件第 1 回社債についても期限の利益を喪失し、同年 7 月 13 日に株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といい、本件国内社債と併せて「本件社債」といいます。）についても、期限の利益を喪失いたしました。

当社は、これらの本件社債について、事業再生ADR 手続における手続対象債権者との協議と併行して、社債権者との間で協議を進め、その弁済計画等について合意することを目指すこととし、本件国内社債につきましては、平成 21 年 7 月 22 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」、同月 31 日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」、同年 9 月 25 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」及び同年 10 月 2 日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」にてお知らせしました通り、本件国内社債の各社債権者集会の決議及び東京地方裁判所の認可決定をもって、最終的には同年 10 月 29 日まで、その支払を猶予していただき、本件転換社債につきましても、本件国内社債の支払猶予期間と同様の同年 10 月 29 日まで、その支払を猶予していただくことにつき、各社債権者から個別に同意を取得する作業を進めてまいりました。

そして、平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同月中旬から、本件社債の社債権者に対する正式な提案を個別に開

始し、当該提案においては、本件社債を長期かつ分割で額面償還させていただくことを基本的な弁済計画として提案しつつ、当社による本件社債の買入れというオプションを提案させていただいておりました。

(3) 本社債権者集会の招集

以上の経緯を踏まえ、当社は、本件国内社債について、長期かつ分割での額面償還という基本的な弁済計画等を承認していただくため、本件第1回社債及び本件第2回社債のそれぞれについて、本社債権者集会を招集するに至ったものです。

なお、当社は、本件転換社債についても、本件国内社債と同様に長期かつ分割での額面償還という基本的な弁済計画等を承認していただくため、平成21年10月28日（ジュネーブ時間）を開催日とする社債権者集会を招集しております。

2. 本社債権者集会の決議の概要

本日、本件第2回社債及び本件第1回社債の各本社債権者集会において承認された決議の概要は、以下の通りです。

(1) 社債要項の変更

本件第2回社債及び本件第1回社債の各要項を、平成21年11月11日を効力発生日として変更いたします。社債要項の主要な変更部分の概要は、下表の通りです。

なお、上記の要項の変更は、事業再生ADR手続における決議会議において事業再生計画案を原案通り承認する旨の決議が成立することを条件として、その効力を生じます。

<社債要項の主要な変更部分の概要>（本件第2回債及び本件第1回社債共通）

元本償還の方法及び期限	(1) 平成25年5月10日を第1回として、その後平成28年11月10日（最終償還期日）までの毎年5月及び11月の各10日に、各社債の金額金1億円につき金1250万円を償還し、最終償還期日に残額を償還する。 (2) 当社は、平成22年5月10日以降いつでも、残存する社債の全部（一部は不可）を償還価額で繰上償還することができる。
利率	・ 株式会社三井住友銀行が当該利息期間の開始日に適用のある短期プライムレートとして同日時点で一般に開示している利率とする。
利息支払の方法及び期限	・ 払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、毎年5月及び11月の各10日にその日までの前半か年分を支払う。

(2) 未払遅延損害金の減額並びに未払遅延損害金及び未払利息の支払期日の変更

平成21年6月26日の翌日以降に生じた遅延損害金を減額し、減額後の遅延損害金及び本件第1回社債の未払利息の支払期日を同年12月25日といたします。

なお、上記の未払遅延損害金の減額並びに未払遅延損害金及び未払利息の支払期日の変更も、事業再生ADR手続における決議会議において事業再生計画案を原案通り承認する旨の決議が成立することを条件として、その効力を生じます。

以上